



2017年10月13日

各位

株式会社りそなホールディングス
(証券コード 8308)

(訂正)「株式会社関西アーバン銀行普通株式(証券コード 8545)に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ

株式会社りそなホールディングスが2017年9月26日付けで公表致しました「株式会社関西アーバン銀行普通株式(証券コード 8545)に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」について、一部訂正すべき事項がありましたので、下記のとおりお知らせ致します。下線部が訂正箇所となります。

なお、訂正後の記載内容につきましては、以下のURLをご参照下さい。

http://www.resona-gr.co.jp/holdings/news/hd_c/download_c/files/20170926_4b.pdf

記

I. 1. 「本公開買付けの概要」

【訂正前】

(前略)

対象者は、本公開買付けを含む本経営統合について慎重に協議及び検討を行った結果、本経営統合は対象者の中長期的な企業価値を向上させるものであると判断し、本日開催の取締役会において、本統合契約を締結するとともに、現時点における対象者の意見として、本経営統合の一環として本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けについて賛同の意見を表明することを決議したとのことです。また、当該取締役会においては、本公開買付けが、対象者の株主の皆様に対して、(i)引き続き対象者株式を保有して本持株会社の株主となっただくとの選択肢に加えて、(ii)本公開買付けに応募していただくことによりこの時点で一定の現金化を図るとの選択肢を提供するものであり、かつ、対象者株主の皆様が上記(i)及び(ii)のいずれの選択肢を選択されても株主の皆様にとって特に不利でないものであると判断していることから、株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねることを併せて決議したとのことです。

(後略)

【訂正後】

(前略)

対象者は、本公開買付けを含む本経営統合に関する諸条件について慎重に協議及び検討を行った結果、本経営統合は対象者の中長期的な企業価値を向上させるものであると判断し、本日開催の取締役会において、本統合契約を締結するとともに、現時点における対象者の意見として、本経営統合の一環として本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けについて賛同の意見を表明することを決議したとのことです。また、当該取締役会においては、本公開買付けが、対象者の株主の皆様に対して、(i)引き続き対象者普通株式を保有して本持株会社の株主となつていただくとの選択肢に加えて、(ii)本公開買付けに応募していただくことによりこの時点で一定の現金化を図るとの選択肢を提供するものであり、かつ、対象者株主の皆様が上記(i)及び(ii)のいずれの選択肢を選択されても株主の皆様にとって特に不利でないものであると判断していることから、株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねることを併せて決議したとのことです。

(後略)

I. 2. (2)②「本株式交換の実施」記載の「本持株会社と対象者との間の株式交換に係る株式の割当ての内容」の(注4)

【訂正前】

(注4) 単元未満株式の取扱いについて

本株式交換により、1単元(100株)未満の本持株会社の普通株式(以下、「単元未満株式」)の割当てを受ける対象者の株主の皆様につきましては、その保有する単元未満株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第1項規定に基づき、本持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、会社法第194条第1項及び定款の規定に基づき、本持株会社に対し、自己の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することも可能です。

【訂正後】

(注4) 単元未満株式の取扱いについて

本株式交換により、1単元(100株)未満の本持株会社の普通株式(以下、「単元未満株式」)の割当てを受ける対象者の株主の皆様につきましては、その保有する単元未満株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第1項の規定に基づき、本持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、会社法第194条第1項及び定款の規定に基づき、本持株会社に対し、自己の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することも可能です。

I. 2. (2)②「本株式交換の実施」記載の「本持株会社とみなと銀行との間の株式交換に係る株式の割当ての内容」の(注4)

【訂正前】

(注4) 単元未満株式の取扱いについて

本株式交換により、単元未満株式の割当てを受けるみなと銀行の株主の皆様につきましては、その保有する単元未満株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第1項規定に基づき、本持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、会社法第194条第1項及び定款の規定に基づき、本持株会社に対し、自己の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することも可能です。

【訂正後】

(注4) 単元未満株式の取扱いについて

本株式交換により、単元未満株式の割当てを受けるみなと銀行の株主の皆様につきましては、その保有する単元未満株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第1項の規定に基づき、本持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、会社法第194条第1項及び定款の規定に基づき、本持株会社に対し、自己の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することも可能です。

I. 2. (3)①「本経営統合後の本持株会社の状況」記載の表のうち「代表者の就任予定」

【訂正前】

代表者の就任予定	代表取締役兼社長執行役員 菅 哲哉 なお、代表取締役は4名とし、その他の代表取締役3名には、それぞれ、本クロージング日における対象者頭取、みなと銀行頭取及び近畿大阪銀行社長が就任する予定です。
----------	---

【訂正後】

代表者の就任予定	代表取締役兼社長執行役員 菅 哲哉 なお、代表取締役は4名とし、その他の代表取締役3名には、それぞれ、本クロージング日(下記「4. 本公開買付けに関する重要な契約等」の「(1) 本経営統合の概要」に定義される。)における対象者頭取、みなと銀行頭取及び近畿大阪銀行社長が就任する予定です。
----------	--

I. 3. ②「対象者による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」

【訂正前】

(前略)

PwC は複数の株式価値算定手法の中から対象者の株式価値算定にあたり採用すべき手法を検討の上、対象者株式が東京証券取引所市場第一部に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価基準法による分析を行うとともに、比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比準法による分析を行い、更に将来の事業活動の状況を評価に反映するため、金融機関の評価に広く利用される配当割引モデル法(以下、「DDM 法」)を用いて、対象者普通株式の価値算定を行っているとのことです。上記各手法を用いて算定された対象者普通株式1株当たりの価値の範囲は、以下のとおりです。

(後略)

【訂正後】

(前略)

PwC は複数の株式価値算定手法の中から対象者の株式価値算定にあたり採用すべき手法を検討の上、対象者普通株式が東京証券取引所市場第一部に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価基準法による分析を行うとともに、比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比準法による分析を行い、更に将来の事業活動の状況を評価に反映するため、金融機関の評価に広く利用される配当割引モデル法(以下、「DDM 法」)を用いて、対象者普通株式の価値算定を行っているとのことです。上記各手法を用いて算定された対象者普通株式1株当たりの価値の範囲は、以下のとおりです。

(後略)

I. 3. ③「対象者における独立した法律事務所からの助言」

【訂正前】

③ 対象者における独立した法律事務所からの助言

(中略)

もつとも、(c)本普通株式交換比率については、①その交渉過程において独立した当事者間の交渉と同等の交渉の結果として形成されたものであることを疑わせる事情は何ら存在しないこと、②対象者は、本普通株式交換比率の公正性を担保するため、独立した第三者機関である PwC から PwC 交換比率算定書を取得しているところ、その算定手法及び評価結果は、いずれも妥当であると思料され、本普通株式交換比率である 1.60 は、PwC 交換比率算定書における算定結果(市場株価基準法：1.30～1.73、類似会社比準法：1.36～

1.83、DDM 法：1.35～1.95)の範囲内であり、本普通株式交換比率は妥当であること、③本優先株式交換比率(1.30975768)は、本優先株式における対象者普通株式への転換条件(取得請求権の条件)に従って算出されたものであり、本普通株式交換比率が妥当であれば、本優先株式にかかる交換比率も妥当と評価されること、④本みなと銀行株式交換比率が公正な比率を上回る場合、みなと銀行の株主にとっては有利であるが、みなと銀行の株主に割り当てられる本持株会社の普通株式数が増加し、対象者の株主に割り当てられる本持株会社の普通株式にかかる持株比率が相対的に低下することから、対象者の少数株主の立場からみた本みなと銀行株式交換比率の公正性とは、本みなと銀行株式交換比率が公正な比率を超えていないことを意味するところ、本経営統合プレスリリースによれば、みなと銀行は、独立した第三者算定機関として EY トランザクション・アドバイザー・サービス株式会社(以下、「EYTAS」)を選定しており、当該交換比率である 2.37 は、EYTAS による株式交換比率算定書の評価(市場株価法/類似会社比準法：2.03～3.44、類似会社比準法：2.00～3.52、DDM 法：2.04～2.80)の範囲内にあるから、公正な比率を超えていないと料される。

(中略)

(iii)本公開買付け及び本株式交換を含む本経営統合の決定に至る手続の公正性については、(a)本経営統合プレスリリース、公開買付者プレスリリース及び本プレスリリースによる対象者株主への適切な情報提供がなされること、(b)対象者は、独立した当該弁護士らに対する本経営統合の是非及び条件についての諮問及びその結果なされた判断を尊重すること、(c)本経営統合の協議のために、公開買付者 HD、三井住友銀行、対象者、みなと銀行及び近畿大阪銀行の5社が、それぞれ統合準備委員会を立ち上げ、検討を要する項目ごとに、本経営統合に向けた協議がなされたところ、当該統合準備委員会のメンバーには、三井住友フィナンシャルグループ、三井住友銀行及び公開買付者と利害関係を有する者はいないこと、並びに、本経営統合の重要事項については、クリーンチーム(他の当事者との利害関係を有さず、かつ、他の対象者担当者から情報遮断がされたチーム)により検討が行われ、その過程で、弁護士、PwC からの専門的アドバイスを適宜受けたこと、(d)対象者取締役会には、三井住友フィナンシャルグループ、三井住友銀行及び公開買付者との間に特別利害関係を有する取締役は存在しないところ、対象者取締役会は、本日、本経営統合を承認する取締役会決議を行うにあたり、取締役全員(10名)が承認し、また、対象者の監査役全員(5名)は、三井住友フィナンシャルグループ、三井住友銀行及び公開買付者との間に利害関係はなく、当該取締役会において当該決議について異議がない旨を述べる予定であること、(e)対象者は、PwC 等の専門家から適宜助言を得ていること、(f)第三者算定機関である PwC から、本公開買付価格に関して PwC 株式価値算定書、本普通株式交換比率に関して PwC 交換比率算定書及び PwC フェアネス・オピニオンを取得していること、(g)本公開買付けにかかる公開買付期間について、法令に定められた最短期間を超える30営業日とすることが予定されており、対象者の株主に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも対象者普通株式の買付け等を行う

機会を確保し、もって本公開買付価格の適正性を担保することを企図していること、並びに、公開買付者と対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っていないことが認められ、本公開買付けの公正性の担保に配慮していることから、本公開買付け及び本株式交換を含む本経営統合の決定に至る手続は公正であり、対象者の株主の利益に対する配慮がなされている。

(後略)

【訂正後】

③ 対象者における独立した法律事務所からの助言及び答申書の取得

(中略)

もつとも、(c)本普通株式交換比率については、①その交渉過程において独立した当事者間の交渉と同等の交渉の結果として形成されたものであることを疑わせる事情は何ら存在しないこと、②対象者は、本普通株式交換比率の公正性を担保するため、独立した第三者機関である PwC から PwC 交換比率算定書を取得しているところ、その算定手法及び評価結果は、いずれも妥当であると思料され、本普通株式交換比率である 1.60 は、PwC 交換比率算定書における算定結果(市場株価基準法：1.30～1.73、類似会社比準法：1.36～1.83、DDM 法：1.35～1.95)の範囲内であるため、本普通株式交換比率は妥当であり、また、対象者は PwC から、本普通株式交換比率が対象者普通株式の株主にとり財務的見地から妥当なものであると判断する旨の PwC フェアネス・オピニオンを取得していること、③本優先株式交換比率(1.30975768)は、本優先株式における対象者普通株式への転換条件(取得請求権の条件)に従って算出されたものであり、本普通株式交換比率が妥当であれば、本優先株式交換比率も妥当と評価されること、④本みなと銀行株式交換比率が公正な比率を上回る場合、みなと銀行の株主にとっては有利であるが、みなと銀行の株主に割り当てられる本持株会社の普通株式数が増加し、対象者の株主に割り当てられる本持株会社の普通株式にかかる持株比率が相対的に低下することから、対象者の少数株主の立場からみた本みなと銀行株式交換比率の公正性とは、本みなと銀行株式交換比率が公正な比率を超えていないことを意味するところ、本経営統合プレスリリースによれば、みなと銀行は、独立した第三者算定機関として EY トランザクション・アドバイザー・サービス株式会社(以下、「EYTAS」)を選定しており、本みなと銀行株式交換比率である 2.37 は、EYTAS による株式交換比率算定書の評価(市場株価法/類似会社比準法：2.03～3.44、類似会社比準法：2.00～3.52、DDM 法：2.04～2.80)の範囲内にあるから、公正な比率を超えていないと思料される。

(中略)

(iii)本公開買付け及び本株式交換を含む本経営統合の決定に至る手続の公正性については、(a)本経営統合プレスリリース、対象者プレスリリース及び本プレスリリースによる対象者株主への適切な情報提供がなされること、(b)対象者は、独立した当該弁護士らに対する本経営統合の是非及び条件についての諮問及びその結果なされた判断を尊重するこ

と、(c)本経営統合の協議のために、公開買付者、三井住友銀行、対象者、みなと銀行及び近畿大阪銀行の5社が、それぞれ統合準備委員会を立ち上げ、検討を要する項目ごとに、本経営統合に向けた協議がなされたところ、対象者の統合準備委員会のメンバーには、三井住友フィナンシャルグループ、三井住友銀行及び公開買付者と利害関係を有する者はいないこと、並びに、本経営統合の重要事項については、クリーンチーム(他の当事者との利害関係を有さず、かつ、他の対象者担当者から情報遮断がされたチーム)により検討が行われ、その過程で、弁護士、PwCからの専門的アドバイスを適宜受けたこと、(d)対象者取締役会には、三井住友フィナンシャルグループ、三井住友銀行及び公開買付者との間に特別利害関係を有する取締役は存在しないところ、対象者取締役会は、本日、本経営統合を承認する取締役会決議を行うにあたり、取締役全員(10名)が承認し、また、対象者の監査役全員(5名)は、三井住友フィナンシャルグループ、三井住友銀行及び公開買付者との間に利害関係はなく、当該取締役会において当該決議について異議がない旨を述べる予定であること、(e)対象者は、PwC等の専門家から適宜助言を得ていること、(f)第三者算定機関であるPwCから、本公開買付価格に関してPwC株式価値算定書、本普通株式交換比率に関してPwC交換比率算定書及びPwCフェアネス・オピニオンを取得していること、(g)本公開買付けにかかる公開買付期間について、法令に定められた最短期間を超える30営業日とすることが予定されており、対象者の株主に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも対象者普通株式の買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付価格の適正性を担保することを企図していること、並びに、公開買付者と対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っていないことが認められ、本公開買付けの公正性の担保に配慮していることから、本公開買付け及び本株式交換を含む本経営統合の決定に至る手続は公正であり、対象者の株主の利益に対する配慮がなされている。

(後略)

I. 3. ④「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」

【訂正前】

(前略)

また、当該取締役会においては、本公開買付けが、対象者の株主の皆様に対して、(i)引き続き対象者の株式を保有して本持株会社の株主となっていただくとの選択肢に加えて、(ii)本公開買付けに応募していただくことによりこの時点で一定の現金化を図るとの選択肢を提供するものであり、かつ、対象者株主の皆様が上記(i)及び(ii)のいずれの選択肢を選択されても株主の皆様にとって特に不利でないものであると判断していることから、株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねるこ

とを併せて決議したとのことです。

上記取締役会決議については、対象者取締役全員(10名)が全て利害関係を有しておらず、その取締役全員(10名)が参加し、取締役全員の一致により決議されたとのことです。また、当該取締役会には、対象者の監査役全員(5名)が利害関係を有しておらず、対象者の監査役全員(5名)が参加し、上記決議に異議がない旨の意見を述べたとのことです。

【訂正後】

(前略)

また、当該取締役会においては、本公開買付けが、対象者の株主の皆様に対して、(i)引き続き対象者普通株式を保有して本持株会社の株主となつていただくとの選択肢に加えて、(ii)本公開買付けに応募していただくことによりこの時点で一定の現金化を図るとの選択肢を提供するものであり、かつ、対象者株主の皆様が上記(i)及び(ii)のいずれの選択肢を選択されても株主の皆様にとって特に不利でないものであると判断していることから、株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねることを併せて決議したとのことです。

上記取締役会決議は、対象者取締役全員(10名)が全て利害関係を有しておらず、その取締役全員が参加し、取締役全員の一致により決議されたとのことです。また、当該取締役会には、対象者の監査役全員(5名)が利害関係を有しておらず、監査役全員が参加し、上記決議に異議がない旨の意見を述べたとのことです。

I. 4. (1)①

【訂正前】

(前略)

(e) 対象者及びみなと銀行は、上記(a)乃至(d)の実行後、それぞれ、2017年12月26日又は全当事者が別途合意する日に臨時株主総会(対象者にあつては本種類株主総会を含む。)を開催し、本株式交換契約の承認を含む議案を上程する。また、三井住友銀行は、その保有する全ての対象者普通株式に係る議決権(本有価証券報告書に記載された2017年3月31日現在の総株主の議決権数の49.36%に相当)及びみなと銀行普通株式(三井住友銀行が退職給付信託の信託財産として拠出し、議決権行使の指図権を留保している対象者普通株式を含む。)に係る議決権(みなと銀行が2017年6月29日に提出した第18期有価証券報告書に記載された2017年3月31日現在の総株主の議決権数の45.09%に相当)につき、本株式交換契約の承認を含む議案に賛成する。

(中略)

(i) 公開買付者、対象者及びみなと銀行は、上記(a)乃至(h)の実行後、2018年4月1日に、本株式交換の効力を発生させるとともに、本持株会社の普通株式を東京証券取引所にテクニカル上場させる。

【訂正後】

(前略)

- (e) 対象者及びみなと銀行は、上記(a)乃至(d)の実行後、それぞれ、2017年12月26日又は全当事者が別途合意する日に臨時株主総会(対象者にあつては本種類株主総会を含む。)を開催し、本株式交換契約の承認を含む議案を上程する。また、三井住友銀行は、その保有する全ての対象者普通株式に係る議決権(本有価証券報告書に記載された2017年3月31日現在の総株主の議決権数の49.36%に相当)及びみなと銀行普通株式(三井住友銀行が退職給付信託の信託財産として拠出し、議決権行使の指図権を留保しているみなと銀行普通株式を含む。)に係る議決権(みなと銀行が2017年6月29日に提出した第18期有価証券報告書に記載された2017年3月31日現在の総株主の議決権数の45.09%に相当)につき、本株式交換契約の承認を含む議案に賛成する。

(中略)

- (i) 公開買付者は本持株会社をして、対象者及びみなと銀行は自ら、上記(a)乃至(h)の実行後、本クロージング日に、本株式交換の効力を発生させるとともに、本持株会社の普通株式を東京証券取引所にテクニカル上場させる。

IV. 1. (1)「本公開買付けに関する意見表明」

【訂正前】

(前略)

なお、上記取締役会決議の詳細については、上記「I 買付け等の目的等」の「3. 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照下さい。

【訂正後】

(前略)

なお、上記取締役会決議の詳細については、上記「I 買付け等の目的等」の「3. 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照下さい。

以上